

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当
			担当者名

市民局オリンピック・パラリンピック推進課  
小島・柴田  
電 話 671-4588

## 設 計 書

- 1 委 託 名 横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支出事務等の委託
- 2 履 行 場 所 横浜市市民局オリンピック・パラリンピック推進課
- 3 履行期間  期間 契約締結日から令和3年12月31日まで  
又は期限  期限 平成 年 月 日 まで
- 4 契約区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )
- 7 委 託 概 要 ・横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支出事務等の委託  
・詳細は仕様書のとおり

8 部 分 払

す る ( 回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 プリペイドカードの製作	仕様のとおり	2,330	枚			
2 事務費	仕様のとおり	一	式			
小計						
消費税 (10%)						
合計金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む

## 仕様書

### 1 委託件名

横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支出事務等の委託

### 2 事業の概要及び趣旨

横浜市では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「大会」という。）期間中に活動する都市ボランティアを運営しています。大会期間中に活動した都市ボランティアに対して、交通費等相当額を支給します。支給にあたっては、前払式支払手段をもちいたプラスチック製のカード（以下、謝金用カードという。）をボランティアへ交付し、活動実績に応じた金額を活動後にチャージする方法で支払います。

### 3 委託の内容

- (1) 謝金用カードの製作
- (2) 謝金用カードへの支出事務

### 4 謝金用カードの製作

- (1) 製作枚数  
2,330枚
- (2) 納品期限  
令和3年5月14日（金）
- (3) 納品場所  
横浜市内1か所（契約締結後指定します。）
- (4) 発行事業者の要件  
資金決済法に関する法律（平成21年6月24日法律第59号）（以下、資金決済法という。）における前払式支払手段の発行業務について、登録を受けた法人であること。
- (5) 謝金用カードの仕様

種類	<ul style="list-style-type: none"><li>・資金決済法第3条が定義する前払式支払手段のうち、プラスチックカードの証票を用いるもの</li><li>・金銭的価値（バリュー）をコンピュータ・サーバーで管理して確認するもの</li><li>・国際ブランドカード（VISA）を決済手段とする</li></ul>
前払い（チャージ）上限額	50,000円
形状・寸法・物理的信頼性・強度	国際規格及び国内規格に準拠した形状、寸法、物理的信頼性、強度を備えたカードであること
材質	カードの材質は、プラスチック（PVC樹脂又はPET-G樹脂の同等素材）とすること
券面デザイン	契約締結後、デザインデータを貸与する
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・委託者が指定する金額をチャージ可能なカードとすること</li><li>・配布するボランティアに対して本人確認書類の確認を必要とせず発行が可能であること</li><li>・資金決済法第3条が定義する前払式支払手段として、チャージ（入金）を行い、使用可能なカードであること</li><li>・残高、利用履歴を照会できるカードとすること</li><li>・交付したカードに対するセキュリティ対策として、不正利用に対する対策が講じられていること</li></ul>

#### (6) 納品形態

謝金用カードに連続する任意の番号を付番し、通し番号とカード番号とを照合できるExcelデータを令和3年5月6日（木）までに納品すること。

謝金用カードは台紙に貼付したうえで、台紙、利用ガイド等を封筒に封緘し、封筒の表面もしくは封筒の外から目視で確認できる台紙部分に、付番した通し番号を記載すること。

### 5 謝金用カードへの支出事務委託

#### (1) 支出事務委託にかかる見込み額の決定

委託者は、本契約のうち支出事務委託にかかる見込み額について決定し、令和3年9月30日（木）までに受託者に「横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支出事務にかかる見込額通知書（様式1）」により通知する。

#### (2) 資金の請求

前項による通知を受けた受託者は、通知を受けてから14日以内に「横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支払にかかる資金の請求書（様式2）」により委託者へ資金の請求を行う。

#### (3) 資金の交付

前項による請求を受けた委託者は、適法な請求書の受理から14日以内に受託者へ資金を交付する。

#### (4) 資金の受入れ

受託者は、口座振替により資金を受け入れる。

#### (5) 資金の保管及び管理

受託者は、受け入れた資金を金融機関の預金口座で保管する。資金を保管する預金口座は決済用預金口座に限ることとする。また、本契約に係る資金は会計を区別し、他の資金と混同することのないよう厳密に管理すること。

受託者は、受け入れた資金について「現金出納簿（様式3）」により出納を管理する。

#### (6) 支出の決定

受託者は、委託者からの「横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額支出決定書（様式4）」に基づき、支出の決定を行う。

#### (7) 謝金用カードへの入金時期及び方法

受託者は、支出の決定から7日以内に謝金用カードへの入金作業を行う。

#### (8) 精算書の提出及び精算残金の処理

受託者は、入金を終了した後、14日以内に、システムのハードコピー等の各カードへの入金金額の内訳が確認できる書類を添付して「横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支払にかかる資金の精算書（様式5）」を委託者へ提出する。

#### (9) 精算金の返還

委託者は、様式5による精算書を受領し、差引残額が発生した場合、14日以内に、残金返還用の納付書を受託者へ交付する。受託者は、納付書を受領してから14日以内に残金を納付するものとする。

#### (10) 資金亡失・損傷に係る報告

受託者は、交付を受けた資金の全部又は一部について、亡失又は損傷した時は、速やかに報告書を作成し、委託者へ提出する。

### 6 支出事務委託にかかる資金の概算額

15,000,000円

### 7 履行期間

契約締結日から令和3年12月31日（金）

### 8 履行場所

横浜市市民局オリンピック・パラリンピック推進課

## 9 その他

- (1) 委託者が貸与したデータ等は、契約終了までの間に委託者へ返却すること。
- (2) 委託者の定める委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき実施すること。
- (3) 委託者は必要と認めるとき、受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 業務遂行にあたり、本仕様書において不明な点、疑義等が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ対応すること。

年 月 日

横 浜 市 長

横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支出事務にかかる見込額通知書

下記について通知します。

記

1 見込額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 算定の根拠

以上

年 月 日

横 浜 市 長 殿

(受託者住所)

(受託者名・代表者役職・氏名)

横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支払にかかる資金の請求書

下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 内容

3 支払期限

4 支払先口座

以上





年 月 日

横 浜 市 長

横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額支出決定書

下記について支出を決定します。

記

1 支出決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 支払先

3 支出内訳

以上

年 月 日

横 浜 市 長 殿

(受託者住所)

(受託者名・代表者役職・氏名)

横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支払にかかる資金の精算書

下記のとおり精算します。

記

1 概算払金受領額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 受領年月日 金 \_\_\_\_\_ 円

3 概算払金執行額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 差引残額 金 \_\_\_\_\_ 円

5 証拠書類

以上

## 仕様書

### 1 委託件名

横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支出事務等の委託

### 2 事業の概要及び趣旨

横浜市では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「大会」という。）期間中に活動する都市ボランティアを運営しています。大会期間中に活動した都市ボランティアに対して、交通費等相当額を支給します。支給にあたっては、前払式支払手段をもちいたプラスチック製のカード（以下、謝金用カードという。）をボランティアへ交付し、活動実績に応じた金額を活動後にチャージする方法で支払います。

### 3 委託の内容

- (1) 謝金用カードの製作
- (2) 謝金用カードへの支出事務

### 4 謝金用カードの製作

- (1) 製作枚数  
2,330枚
- (2) 納品期限  
令和3年5月14日（金）
- (3) 納品場所  
横浜市内1か所（契約締結後指定します。）
- (4) 発行事業者の要件  
資金決済法に関する法律（平成21年6月24日法律第59号）（以下、資金決済法という。）における前払式支払手段の発行業務について、登録を受けた法人であること。
- (5) 謝金用カードの仕様

種類	<ul style="list-style-type: none"><li>・資金決済法第3条が定義する前払式支払手段のうち、プラスチックカードの証票を用いるもの</li><li>・金銭的価値（バリュー）をコンピュータ・サーバーで管理して確認するもの</li><li>・国際ブランドカード（VISA）を決済手段とする</li></ul>
前払い（チャージ）上限額	50,000円
形状・寸法・物理的信頼性・強度	国際規格及び国内規格に準拠した形状、寸法、物理的信頼性、強度を備えたカードであること
材質	カードの材質は、プラスチック（PVC樹脂又はPET-G樹脂の同等素材）とすること
券面デザイン	契約締結後、デザインデータを貸与する
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・委託者が指定する金額をチャージ可能なカードとすること</li><li>・配布するボランティアに対して本人確認書類の確認を必要とせず発行が可能であること</li><li>・資金決済法第3条が定義する前払式支払手段として、チャージ（入金）を行い、使用可能なカードであること</li><li>・残高、利用履歴を照会できるカードとすること</li><li>・交付したカードに対するセキュリティ対策として、不正利用に対する対策が講じられていること</li></ul>

(6) 納品形態

謝金用カードに連続する任意の番号を付番し、通し番号とカード番号とを照合できるExcelデータを令和3年5月6日（木）までに納品すること。

謝金用カードは台紙に貼付したうえで、台紙、利用ガイド等を封筒に封緘し、封筒の表面もしくは封筒の外から目視で確認できる台紙部分に、付番した通し番号を記載すること。

5 謝金用カードへの支出事務委託

(1) 支出事務委託にかかる見込み額の決定

委託者は、本契約のうち支出事務委託にかかる見込み額について決定し、令和3年9月30日（木）までに受託者に「横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支出事務にかかる見込額通知書（様式1）」により通知する。

(2) 資金の請求

前項による通知を受けた受託者は、通知を受けてから14日以内に「横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支払にかかる資金の請求書（様式2）」により委託者へ資金の請求を行う。

(3) 資金の交付

前項による請求を受けた委託者は、適法な請求書の受理から14日以内に受託者へ資金を交付する。

(4) 資金の受入れ

受託者は、口座振替により資金を受け入れる。

(5) 資金の保管及び管理

受託者は、受け入れた資金を金融機関の預金口座で保管する。資金を保管する預金口座は決済用預金口座に限ることとする。また、本契約に係る資金は会計を区別し、他の資金と混同することのないよう厳密に管理すること。

受託者は、受け入れた資金について「現金出納簿（様式3）」により出納を管理する。

(6) 支出の決定

受託者は、委託者からの「横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額支出決定書（様式4）」に基づき、支出の決定を行う。

(7) 謝金用カードへの入金時期及び方法

受託者は、支出の決定から7日以内に謝金用カードへの入金作業を行う。

(8) 精算書の提出及び精算残金の処理

受託者は、入金を終了した後、14日以内に、システムのハードコピー等の各カードへの入金金額の内訳が確認できる書類を添付して「横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支払にかかる資金の精算書（様式5）」を委託者へ提出する。

(9) 精算金の返還

委託者は、様式5による精算書を受領し、差引残額が発生した場合、14日以内に、残金返還用の納付書を受託者へ交付する。受託者は、納付書を受領してから14日以内に残金を納付するものとする。

(10) 資金亡失・損傷に係る報告

受託者は、交付を受けた資金の全部又は一部について、亡失又は損傷した時は、速やかに報告書を作成し、委託者へ提出する。

6 支出事務委託にかかる資金の概算額

15,000,000円

7 履行期間

契約締結日から令和3年12月31日（金）

8 履行場所

横浜市市民局オリンピック・パラリンピック推進課

## 9 その他

- (1) 委託者が貸与したデータ等は、契約終了までの間に委託者へ返却すること。
- (2) 委託者の定める委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき実施すること。
- (3) 委託者は必要と認めるとき、受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 業務遂行にあたり、本仕様書において不明な点、疑義等が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ対応すること。

年 月 日

横 浜 市 長

横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支出事務にかかる見込額通知書

下記について通知します。

記

1 見込額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 算定の根拠

以上

年 月 日

横 浜 市 長 殿

(受託者住所)

(受託者名・代表者役職・氏名)

横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支払にかかる資金の請求書

下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 内容

3 支払期限

4 支払先口座

以上





年 月 日

横 浜 市 長

横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額支出決定書

下記について支出を決定します。

記

1 支出決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 支払先

3 支出内訳

以上

年 月 日

横 浜 市 長 殿

(受託者住所)

(受託者名・代表者役職・氏名)

横浜市・都市ボランティアへの交通費等相当額の支払にかかる資金の精算書

下記のとおり精算します。

記

1 概算払金受領額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 受領年月日 金 \_\_\_\_\_ 円

3 概算払金執行額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 差引残額 金 \_\_\_\_\_ 円

5 証拠書類

以上